

江戸幕府による離檀許可方針に関する再検討

—寛文五年「諸宗寺院法度」第四条解釈のゆくえ—

小林 准士

はじめに

江戸幕府が寛文五年（一六六五）に発した「諸宗寺院法度」の第四条には、「檀越之輩雖為何寺、可任其心、從僧侶方不可相争事」<sup>(1)</sup>とあり、これは檀那が檀那寺を選ぶ自由を認め、寺院僧侶が檀那を争奪することを抑止した条文として知られている。しかし、この条文が近世の寺檀関係に即してどのように運用されたかについては、研究者間で見解の相違がある。例えば、「江戸中期には離檀が抑圧ないし禁圧されるにいたった」<sup>(2)</sup>とする森岡清美や、「江戸時代の檀家制度においては、農民のみならず侍の場合も檀那寺の意向に反して離檀することはほとんどできない相談であった」<sup>(3)</sup>とする圭室文雄のように、離檀禁止・一家一寺制を伴う強固な「檀家制度」成立後には、幕府により離檀や改宗の自由は否定されたとする見解がある一方、「幕府が命じたのは、必ずどこかの寺の檀那となって寺請をせよというものであり、その寺については原則的には各人の判断にまかされていた」<sup>(4)</sup>とする福田アジオのような見解もある。

このうち前者の見解の根拠となった離檀禁止については、そうした事例の例外性を強調する福田アジオの指摘<sup>(5)</sup>以後も、近年になって朴澤直秀により、いわゆる全国令としての離檀禁止令はなかったことが明らかにされている<sup>(6)</sup>。また、朴澤はいわゆる一家一寺制法令についても、近世後期になって限られた地域で発令されたものであり、全国

一律の制度とはならなかったことを明らかにした<sup>(7)</sup>。したがって、近世の寺檀関係については、福田の見解が成り立ちそうなのであるが、一方で、圭室が具体的な事例を挙げて論じたように、近世における離檀出入の裁許では、離檀が自由に認められていたわけではないことも事実である<sup>(8)</sup>。

そこで本稿では、近世後期における離檀や改宗をめぐる争論等に際して、幕府がどのような方針を執っていたのかを検討するために、幕府寺社奉行が諸領主からの伺いに答えた事例を集めた問答集等を史料として用いて分析を進めることにしたい<sup>(9)</sup>。これら問答集を史料として用いた研究はこれまでも存在するが、網羅的に取り扱ったものはなく、かつて辻善之助が「諸家秘聞集」などを利用して論じた際には、離檀は困難で寺院が檀家を圧迫していたことを強調したのみであったし、比較的検討事例の多い林宏俊による近年の研究においても、一八世紀末ごろまでには、やむをえない理由がある場合に、寺檀間の合意があれば離檀が幕府寺社奉行によって容認されていたことが指摘されるにとどまっている<sup>(10)</sup>。本稿では林の見解を踏まえつつ、さらに立ち入った検討を行うことにする。

#### 一 寺檀争論における裁許方針

##### (一) 離檀を困難とする見方

まず、単に離檀を困難とする見方であるが、事例としては少数ながら検出できる。文化八年（一八一）二月四日の旗本本多豊前守家来の伺いは、下総国葛飾郡藤心村の慈本寺の檀家が同村真言宗宗寿寺の祈祷を断り、慈本寺に祈祷を依頼しようとした事例に関してのもので

あるが、「祈願檀家二候共、離檀之儀者容易難相成筋」との寺社役所の判断が示されている(『三奉行』二四、同九六二、『諸例』四三三頁)。すでに朴澤が明らかにしているように、葬祭寺檀関係のみならず、祈祷寺檀関係でさえ、離檀は簡単には認められないという方針が見られるのである。<sup>(11)</sup>

また、争論の裁許方針を覚え書き風に記した『青山秘録』所収の「寺社後住離旦等之事」では、「諸宗寺院法度」第四条を掲げたうえで、「但し」とし、在方(村方)は檀家のみで成り立っている寺院もあるので、檀家争奪抑止の観点から理由のない離檀は認めがたいとしている。<sup>(12)</sup>つまり、離檀は不可能ではないが、特別な理由が必要であるとする見解である。尤も、一方で「祈願旦那者帰依次第」としており、先の下総国藤心村の事例とは正反対の見解が示されている。<sup>(13)</sup>

## (二) 寺檀合意の上での改宗・離檀の容認

離檀には特別な理由が必要であるとすれば、それは何なのか。多くの事例で問題になるのは、林宏俊らが指摘するように、寺檀間の合意である。寛政一年(一七九九)三月の牧野越中守家来(常陸笠間藩)からの伺いは、西本願寺の末寺の態度に不服のあった檀家が親の墓所を、同宗派の別寺院に改葬しようとした事例についてであったが、幕府寺社奉行松平周防守(康定)は「向方ニ而承知も無之を、押而離旦、改葬者不相成筋」とし、檀那寺の了解を得ない墓地の移転を認めない(『三奉行』三七、『三秘』二四二、『諸例』四七七頁)。

一方、寛政元年(一七八九)九月の本庄甲斐守(美濃高富藩)からの伺いは、養父母の信仰に基づき改宗し檀那寺の変更も望んだ事例で

あるが、寺社奉行板倉周防守(勝政)の回答は「寺檀納得之上証文為取替、双方差障候儀無之者、不苦筋」とするもので、寺檀双方の納得があればという条件付きで、改宗・離檀を認めている(『三奉行』八一、『諸例』二八九、『諸家』一八八、『三聴』三七八、『公辺』二二、『諸例集』四九一頁)。<sup>(15)</sup>

これは夫婦が別宗派の寺院の檀那に分かれる場合も同様で、文化六年(一八〇九)八月の京極能登守家来からの伺いは、代々禅宗の家の婦人が帰依した日蓮宗に改宗することの可否に関する照会であったが、寺社奉行松平和泉守(乗寛)の回答には、「帰依之宗旨ニ候共、代々菩提所を差置、改宗之義ハ勿論葬式之義共、容易ニ不相成筋ニ候得共、寺檀納得之上稜与取極等いたし、差支之義も無之候ハ、不苦筋」(『三奉行』一二四、『三聴』四八二、『諸例集』四六〇頁)とあるように、簡単には認めがたいが、寺檀納得ならば可というものであった。

また、享和三年(一八〇三)閏正月の松平右近将監家来(上野館林藩)の伺いは、代々日蓮宗の家の婦人が帰依した浄土宗寺院に自らの死去時には葬祭を依頼したいという案件であったが、寺社奉行堀田豊前守(正毅)の回答は「熟談の上」ならば可というものであった(『三秘』三三二、『三聴』四四七、『幕制』一二五七、『諸例集』四六六頁)。このように、離檀や改宗はせずとも、葬祭のみを他宗派の寺院に依頼することがありえたのである。

## (三) 一代限り離檀の容認、当主・嫡子以外の離檀自由

それでは、寺檀双方の了解があれば、どのような場合でも認められるのか。右に見た事例だけでは、離檀・改宗が個人単位で認められる

のか、それとも一家挙げて認められるのが定かではない。

安永八年（一七七九）の阿部豊後守家来（武蔵忍藩）からの伺いは、先祖の石碑（墓碑か）を引き取るか、檀那寺に不帰依の場合、その寺院の住職一代か、その檀那自身一代に限っての離檀を認めてもよいかどうかを問うものであったが、寺社奉行土岐美濃守（定経）の回答は、「旦那寺離旦之儀、当人并嫡子ハ不相成候、併一代帰依ニよつて他宗ニ相成候儀ハ其旦那寺熟談之上ハ不苦候、家内并次男方ハ帰依之宗旨江改宗之儀勝手次第二候事」とするものであった（『離旦』一〇）。すなわち、原則として家の当主と嫡子の離檀は認めないが、熟談の上であれば、一代限りという条件付きで認めるというのである。同様に一代限り、他宗に葬祭を依頼することが養子に認められている場合もある（『離旦』一一、寛政元年五月、柘植長門守の伺い）。そのほか、幕府による争論等の対処指針を書き留めた先例書の類いにも、「心願有之、其身一代於改宗致は、免之」<sup>(16)</sup>とか、「父之遺言亦者心願有之、其身一代於改宗者、品ニ寄り免之」（『青山秘録』二九「寺社後住離旦等之事」）などとあるように、親の遺言や信仰を理由とした一代限りの離檀を許す方針が示されている。

ここで注目すべきは、家の当主と嫡子は原則不可とされる一方、「家内并次男」については改宗も「勝手次第」とされている点であろう。こうした見解は、寛政元年（一七八九）加藤佐渡守（近江水口藩）からの伺いで、西本願寺から領内寺院の改派押さえが出されている期間中に、浄土真宗から浄土宗に改宗したいという門徒がいる場合の対処を問われた寺社奉行牧野備前守（忠精）が、「一向宗江之改派与他宗江之改派ハ訳違候事ニ而、改宗之義者、旦那寺得心無之候得者、当人

并嫡子者難相成事候、家内并次男よりハ、帰依之宗旨江改宗之義、勝手次第之事二候」と答えている中にも見えている（『三聴』三七六、『幕制』二二五四、『公邊』四三三）。

これらの見解によれば、家の当主と嫡子以外は自由に改宗、離檀でできることになるが、前項で見た家内婦人の事例ではあくまで寺檀双方の了解、熟談を経てという条件が付いていた。したがって、方針に微妙なぶれが見られるが、家の当主と嫡子とその身あるいは不帰依の寺院住職の一代限りという限定があるのに対し、その他の家族成員の場合にはそうした限定がないということは言えるであろう。<sup>(17)</sup>

#### （四）神職・修験の離檀、自葬祭の実施

こうした家の当主・嫡子とその他の家族とを分ける発想が顕著に見られるのが、神職による神葬祭の願いへの対応に際してである。こうした事例は多く確認できるが、基本的には、寺檀合意の上、吉田家等の本所が神葬祭の執行を認めた許状があれば、当人と嫡子だけに離檀が許されている。但し、神職でない俗人の場合、一代限りという条件付きであったが、神職の場合は逆に代々認められるという違いがあった。

例えば、文化六年（一八〇九）七月の諏訪因幡守家来（信濃諏訪藩）からの伺いは、信濃国諏訪郡上諏訪大明神の社人について、一代限りの許可をしてよいかどうかを問うものであったが、寺社奉行脇坂中務大輔（安董）の回答には、「家族共は菩提寺之宗判請、檀家を離候儀は難成候得共、親子正統之ものは代々神道葬祭ニいたし候事ニ付、一代限りニ御申付候筋ニは有之間鋪」とあるように、家族の離檀を不

可とし、神職本人と嫡子のみ代々神葬祭を継承することを認めている  
 『時宜』二八〇、『三聴』四九四。

他方、同じ宗教者でも修験の場合には、家族の葬祭に関しての判断が異なっている。

文化一三年（一八一六）五月の小笠原主殿守家来（陸奥棚倉藩）からの伺いは、これまで他宗寺院の引導を受けてきた領内の修験について、妻子まで含めて自葬祭にしたいとの願いへの対応を問うものであったが、これに対する幕府寺社役の回答は、これまでの檀那寺との示談の上ならば、当人と嫡子は可、家内妻子については「頼寺心得無之而者難相成」というものであった（『寺社』四五）。明言されていないが、家内妻子についても檀那寺の了解があれば、認められる可能性を示唆する回答であると言えるであろう。

また、享和二年（一八〇二）三月の土岐山城守家来（上野沼田藩）からの伺いは、すでに天台宗の修験が当人と嫡子に限って自葬祭しており、その他の家族についても自葬祭を願ひ、檀那寺の了解も得ている事例である。これに対する寺社奉行脇坂淡路守（安董）の回答は、「書面修験之妻子是迄旦那寺引導宗判請候分ハ容易ニ一派引導ニ者難成事ニ候得共、双方熟談之上聊差障も無之候ハ、願之通御聞届有之、不苦筋与存候」というもので、寺檀双方の了解があれば、修験の家族にも離檀、自葬祭を認めている（『諸例集』四四三頁）<sup>18)</sup>。

神職の場合も、幕末になると、家族も含めて神葬祭が認められる事例が出てくるが、それ以前の場合には、このように家族の離檀、葬祭については、神職と修験とでは幕府の対応が異なっていたのである。

（五）夫婦同宗、一家一寺を規範視する事例

以上、家の当主・嫡子とその他の家族とでは、離檀・改宗を認めるかどうかで、幕府の方針に違いのあることを確認してきたわけであるが、このような方針に基づくならば、一家内が別宗旨、半檀家になることは認めざるを得ないことになる。

ところが、すでに指摘されているように、近世後期には一家内の成員は原則として同じ寺の檀那であるべきとする規範が、散見されるようになるのも事実である。例えば、天明四年（一七八四）の水野老岐守家来（安房北條藩）からの伺いは、旗本能勢帯刀知行所の安房国朝夷郡杳見村の百姓たちが近郷と申し合わせ、「追檀那」をしないよう、すなわち娘が縁組みなどに際して嫁ぎ先でも実家の寺檀関係を継承するのを止めるようにしていたにもかかわらず、「追檀那」を契機にして日蓮宗寺院同士で争論となった事例であるが、寺社奉行阿部備中守（正綱）は、「夫有之者、夫之菩提寺ニ而印形為致候様御申渡候方与存候」として、「追檀那」を止めさせることを追認している（『三聴』三四二）。ほかにも同時期の安房国の事例が三点ほど『離旦』に掲載されているが、いずれも現地の申し合わせを認めており、幕府が一家一寺の規範視を追認していった様相が窺える。

しかし、やや時期が下る寛政四年（一七九二）の松平周防守（石見浜田藩）からの伺いの一ヶ条は、特に真宗門徒に即して、娘の嫁ぎ先や養家の宗旨、檀那寺に変更するよう指示してよいかどうかを問うものであったが、寺社奉行は「娘他江嫁候もの、又ハ養子等之儀ハ夫并養方之宗旨為持候筋ニ候得共、二男以下子細有之他宗為持候儀ハ親共存寄次第之儀ニ付難成筋ニも無之」と回答している。すなわち、原則

としては嫁ぎ先や養家の宗旨、檀那寺に変更すべきであるとするもの、嫁ぎ先や養家で生まれた次男以下については、何らかの事情があれば、実家の寺檀關係を引き継ぐことを認める可能性を示唆したのである(『離且』一四)。この場合、いわゆる「追檀那」は認めないもの、半檀家の状態を否定したわけではないことは明らかであろう。<sup>(19)</sup>

## 二 幕府裁許、回答の方針の特徴

### (一) 宗門改めと寺檀關係

さて、前節で検討してきた事例をもとに本節では、幕府の方針の特徴について分析を進めたい。

まず、指摘できるのは、「諸宗寺院法度」の第四条の規定は、近世後期においても適用されており、同条文が死文化していたかのような圭室文雄などの理解は成り立たないということである。但し、同時に注意しなければならないのは、その適用には様々な条件が付され限定でもあったということである。

そのような条件の一つとしてまず指摘できるのは、寺檀間の合意の重視という点である。前節に挙げた事例でもこの点は何度も指摘したことであるが、これに関わって注意しておきたいのは、寺檀間の合意という条件は、個別領主による改寺・改宗の強制を不可とする態度と表裏一体であったという点である。例えば、文化六年(一八〇九)の小笠原信濃守家来(播磨安志藩)から寺社奉行松平和泉守(乗寛)への伺いは、寺院への不帰依を理由に離檀を申し出ても檀那寺が承伏しなかった場合に、領主が改寺を命じてもよいかどうかを問い合わせた内容であったが、これに対する回答は、たとえ事情があったとしても、

「始末巨細御申聞無之而者、難及御挨拶候」というように、詳細を幕府へ上申し判断を仰ぐことを指示するものであった(『三奉行』一三三、『三聴』四八二、『諸例集』四六〇頁)。この事例からは、寺檀間の合意を離檀の条件にすると、檀家確保の志向をもつ檀那寺側に有利になることが窺え、事実上離檀は困難であったとする圭室文雄のような説明が説得力を持ちそうである。

しかし、幕府が檀那側の意向を閑却していたのであれば、そもそも「諸宗寺院法度」第四条の適用を試みさえしないであろう。例えば、安永七年(一七七八)一〇月の旗本内藤伊織から寺社奉行土岐美濃守(定経)への伺いは、神葬祭の実施を求める下総国宮川村の熊野新宮権現神主藤代伊勢と同伊織の離檀について檀那寺である同村真言宗宝持院が承知していないという事例に関してであったが、これに対する回答は、神職の本所吉田家の神葬祭免許があることを踏まえ、「吉田家より申来候得者、尚更御聞届可有之と存候」と、当人と嫡子の神葬祭を基本的には認めてもよいとし、檀那寺が不承知であれば、寺院の触頭の添簡を帯して寺社奉行に願い出るよう指示するものであった。つまり、檀那寺の承諾がない場合でも離檀はすぐには却下されず、幕府寺社奉行による吟味の対象となるのであり、それは神葬祭を願った他の事例でも同様であった(『三奉行』六四、『時宜』二八〇、『時宜』三一六、『三聴』四五二、『三奉行』一八〇<sup>(20)</sup>)。

したがって、幕府が寺檀の合意を重視した上で、領主による改寺命令を制止していることは、必ずしも檀那寺の優位性を認めたものではなく、あくまで調停の重視を意味するものであろう。

また、幕府は宗門改めに即しても寺院の権限に制約を加えている。

寛政四年（一七九二）の松平周防守家来（石見浜田藩）から寺社奉行への伺いは、「東照宮垂範十五ヶ條」（いわゆる「宗門檀那請合掟」）を根拠に真宗寺院が「宗則」に背いた檀那の宗判を拒否したことの可否を問い合わせたものであったが、これに対する回答は「宗判断候儀ハ難成筋」とするもので、なおかつ宗判を拒否している長浜村明清寺の処罰も認めるものであった（『離旦』一四）<sup>61)</sup>。つまり、檀徒が宗派独自の教えや規則に背いても宗判拒否の正当な理由とは認められないのであり、すなわち寺社奉行は檀徒が特定宗派の忠実な信奉者であることを、宗門改めの要件とはしていないのである<sup>62)</sup>。この態度は、先に挙げた代々日蓮宗の家の婦人が、離檀しないまま浄土宗寺院に葬祭を依頼することを可とする方針と符合するものであろう。

要するに、寺請けに基づく宗門改めは、あくまでキリシタンでないことの証明なのであって、檀徒が各宗派の宗旨を遵奉しているかどうかは幕府の関心の埒外なのであった。したがって、宗門改めを実施する幕府からすれば、寺檀関係の契約はあくまで当事者どうしの問題であり、存在しさえすればよく、それを固定化する必要はなかったのである。この点を踏まえるならば、本稿冒頭で引用した福田アジオの理解は妥当であると言える<sup>63)</sup>。

にもかかわらず、「諸宗寺院法度」第四条の適用に幕府が制限を加えることがあったのは、宗判を担う寺院の存立維持とともに、檀家獲得をめぐる寺院間の争いや寺檀争論を抑止するための方策が必要であったからである。地域における寺院の存立を考慮して、離檀を容易に認めないよう指示した、『青山秘録』所収の「寺社後住離旦等之事」の但し書きにあるような判断はその表れであらう。

そもそも、同条文は信者に信仰の自由を保障するというよりも、あくまで寺院による檀那争奪を防ぐことの方が主旨であったと想定される。したがって、その適用に当たって加えられた様々な条件は、争論の解決に際しての指針に過ぎなかったと考えた方がよいであらう。

## （二）家と個人・家族を分ける対応

そのようなわけで、近世後期においては、「諸宗寺院法度」の第四条の規定は念頭に置かれつつも、個々の事情に応じて様々な条件や指針を勘案して適用されていたと言える。そしてその際の指針の一つが、檀那寺と檀「家」の関係を固定的に捉えるということであった。つまり、個々人ではなく、その家（イエ）の宗旨と檀那寺を不変のものとする考え方である。その場合、前稿で指摘したように、その家が創設された時点での当主の檀那寺が基準とされたと考えられる<sup>64)</sup>。

このように家を単位として寺檀関係を固定的に捉える考え方を前提にして発想されたのが、家の当主と嫡子のみは原則として離檀を認めず、その他の家族は離檀・改宗ともに勝手次第とするという方針であらう。この場合、寺檀関係は当主の交代を通じても代々変わらず継承されることになる一方、家族個々人に即しては「諸宗寺院法度」の第四条が適用され、各自が信奉する宗派や寺院を選べることになる。そしてこの方針を原則としつつも、当主・嫡子に全く自由を認めなかったわけではなく、一代限りという条件付きで認めたのであった。つまり、幕府は経営体、組織体としての家（イエ）とその成員である個人を分けて方針を立てていたのである。

なお、岩田重則は、「寺檀制度による幕藩領主権力による庶民支配」

が「檀家としての家単位であったのか、それとも、檀那としての個人単位で行われていたのか」と問うた上で、宗門改帳の記載が家ごとであることを根拠に、「幕藩領主権力は寺檀関係を家単位で把握しようとしていたと考えなければならぬ」と述べている。さらに、福田アジオなどが「諸宗寺院法度」第四条を根拠に「個人による檀那寺選択の自由が認められている証拠」としていること<sup>(25)</sup>について、「過大評価」とであると批判している。<sup>(26)</sup>これは家と個人を区別して考察すべきとした重要な指摘ではあるが、幕府がまさに家と個人を区別した対応をしている点に気づいて居らず、二者択一的な発想は改めるべきであろう<sup>(27)</sup>。

さて、一方、近世後期には夫婦同宗、一家一寺を規範視した対応例が見られたように、幕府による家と個人を分ける方針も絶対的なものではなかった。したがって、あくまで寺檀関係の争論をできるだけ抑止するという目的を優先し、地域の事情に応じて、一見すると矛盾する、家と個人を分けた対応と、夫婦同宗、一家一寺を原則とする対応を併用していたというのが実情であろう。

ところで、一般的には、当主と嫡子の離檀は認めず、その他の家族は勝手次第としていたにもかかわらず、神職の場合には反対に当主・嫡子にのみ離檀と神葬祭を認め、家族は離檀不可とするという対照的な方針が示されていたことを、どう理解するかという問題がある。これまでの検討と、神職の場合、代々神葬祭が認められるという点を考え合わせると、神葬祭の許可は「神職の家」としての離檀と神葬祭を幕府が認めたということになる。当主・嫡子個人の事情を勘案しての措置であるならば、一代限りという条件がむしろ付くはずだから

ある。しかし、それならば、修験に認められることがあったように、家族全員に神葬祭が認められてもよさそうなものである。

この点の捉え方は難しいが、おそらく、神職という身分は職分を担う個人にのみ該当するものとして考えられていたからではないかと思われる。実際、村々の宗門人別改めなどでは、神職当人のみが「社家」「神主」などと扱われ、その家族は百姓身分として把握されていることが普通である。例えば、松江藩領では、医者身分の取扱いに関する史料で、「出家ハ格別、神主ニ而も当人壺人之神主名目ニ而、真宗寺坊守、神主妻子等ニ而も元来宗門帳ニ而者、百姓ハ高之内ニ御座候」と書かれているように、医者だけでなく、神職や真宗僧侶の場合であっても、当人だけが宗教者身分として認定され、その家族は百姓扱いとなつている。したがって、神葬祭を許可するに当たって幕府は、「神職の家」としての離檀を認めるものの、神職身分の認定についてはその家の当主と嫡子のみとすることを想定していたために、その他の家族の離檀は認めなかったのではないか。つまり、神職個人の身分的地位は家を単位として子孫に継承されることを想定しつつも、その他の家族は神職身分としては認めなかったということであろう<sup>(28)</sup>。

したがって、この問題は寺檀関係にとどまらず、身分と家・個人・家族の関係という、より一般的な問題の一環でもあり、例えば、百姓身分の者への苗字・帯刀等の身分的特権付与の事例と類似した問題でもある<sup>(30)</sup>。修験者家族の身分把握のされ方について未検討であるため、神職と修験とでなぜ判断が異なるかという問題は、依然として未解決のままであるが<sup>(31)</sup>、身分と家・個人・家族の関係には様々なパターンがあり、そうした違いが幕府による方針の差異として表れたのである

う。

おわりに

本稿での検討により、近世を通じて幕府は「諸宗寺院法度」第四条を前提としつつも、当事者主義に立った調停の重視と、家と個人を区別した方針を立てることで、地域の慣行や個々の事情に応じた争論の解決を図っていたことが明らかになった。このような「諸宗寺院法度」第四条を前提とした幕府の方針があったために、かえって寺院側は偽法令である「宗門檀那請合掟」などを持ち出してきて、檀家の確保や檀徒に対する影響力保持を試みることがあったと考えられる。

したがって、すでに朴澤直秀により、幕府は一律の離檀禁止や一家一寺制を採用していなかったことが明らかにされているが、その研究成果と本稿での検討結果を踏まえるならば、離檀禁止令と一家一寺制の存在を前提とし、「宗門檀那請合掟」等を利用した寺院による檀徒の圧迫を強調した、かつての「檀家制度」の理解はもはや成り立たなくなっていると言えよう。すなわち、宗判権を梃子に寺院が檀徒を人身的に支配していたという理解や、近世の宗判寺檀関係は信仰を媒介としない形骸化したものであるとする理解も再検討が必要であるということがある。

尤も、宗門改めの前提となる寺請けは、仏教各宗派の宗旨の信仰を必要としない形式的なものであったという理解は筆者も変わらないのであるが、逆にそのことは個々の檀徒が宗判寺檀関係に拘わらない、キリスト教と日蓮宗不受不施派などを除く様々な信仰をいだくことを、幕府が規制していたわけではないということの意味すると考える。

また、宗判寺檀関係が強制された固定的な関係としては捉えられなくなった以上、それを前提とした自発的な信仰が育っていたことも重視していくべきであろう。

また、本稿で取り上げた一八世紀後半以降の事例においては、檀那寺と家との関係を固定的に捉える方針が成立していたことが明らかになったわけであるが、このことが庶民レベルでの「家」の形成とどのように関連していたのかなど、今後明らかにしなければならない点も多い。今後の課題としたい。

【史料集一覽】文中の括弧内の史料注では、略称を用いている。

石井良助・服藤弘司編『問答集1 三奉行問答』（創文社、一九九七年）：『三奉行』と略記する。

同前『問答集2 時宜指令・三奉行問答伺附札』（同前、一九九八年）：『時宜』とする。

同前『問答集3 諸例撰要・諸家秘聞集』（同前、一九九九年）：それぞれ『諸例』『諸家』とする。

同前『問答集4 三秘集・公裁集』（同前、二〇〇〇年）：『三秘』とする。

同前『問答集5 三聴秘録』（同前、二〇〇一年）：『三聴』とする。

同前『問答集6 青山秘録』（同前、二〇〇二年）：『青山』とする。

同前『問答集7 幕制彙纂・寺社公聴裁許律』（同前、二〇〇四年）：それぞれ『幕制』『寺社』とする。

同前『問答集9 大目附問答・町奉行所問合挨拶留・公邊御問合』（同前、二〇一〇年）：『公邊』とする。

『内閣文庫所蔵史籍叢刊九六 諸例集(三)』(汲古書院、一九九八年) 第二十二冊「寺社奉行問合之部」：『諸例集』とする。

〔安政<sup>(永和)</sup>八年ヨリ享和元年マテ 離旦 福山留 淀〕国立公文書館内閣文庫蔵一三二・五六。：「離旦」とし事例記載順に番号を付した。なお、本史料の所在については朴澤直秀氏のご教示を受けた。

『近世農林政史料1 公裁録』(地人書館、一九六三年)

#### 【注】

(一) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年) 通し番号一七四。

(二) 『日本仏教史Ⅲ近世・近代編』(法蔵館、一九六七年) 第三章、二二三頁を参照。

(三) 『葬式と檀家』(吉川弘文館、一九九九年) 二〇三頁。

(四) 福田アジオ「近世寺檀制度と複檀家」(『仏教民俗学大系7 寺と地域社会』(名著出版、一九九二年) 五五頁を参照。同様の見解は、被差別民身分の事例に即して、西木浩一「近世関東における『長吏』の寺檀関係」(『地方史研究』二一九、一九八九年)、藤井寿一「近世夙村の複檀家制」(『近世近代の地域社会と文化』清文堂出版、二〇〇四年) などでも取られている。

(五) 前掲注(四) 福田論文を参照。

(六) 朴澤直秀「幕藩権力と寺檀関係―一家一寺制法令の形成過程―」(同『幕藩権力と寺檀制度』第四章、吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇一年)、同「離檀に関する裁許の流布」(同『近世仏教の制度と情報』第Ⅱ部第二章、吉川弘文館、二〇一五年) を参照。

(七) 前掲注(六) 朴澤「幕藩権力と寺檀関係―一家一寺制法令の形成過程―」を参照。

(八) 前掲注(三) 圭室文雄著書などを参照。

(九) 問答集とは「江戸時代、大名、旗本をはじめ幕府の老中以下諸奉行、頭、支配などが、施政上のことにつき疑義が生じた場合、それぞれ当該事項を管掌する幕府の老中、寺社、町、勘定の三奉行および道中奉行、大目付、目付、林大学頭、あるいはその属吏に対し問合せ(伺)を行い、問合せをうけた幕府諸役人はこれに挨拶を行った」(『問答集1 三奉行問答』序言、創文社、一九九七年) やりとりを編集し記録した文書である。本稿では、これらを刊行した史料集を用いるが、注記にあたっては稿末に史料集の一覧を付すので、それらの書名を略記したものと掲載番号等を文中に挿入することにする。

(一〇) 辻善之助『日本仏教史 第九卷近世篇之三』第十章第十節「仏教の形式化 其三」(岩波書店、一九五四年)、林宏俊「近世後期の『離檀』をめぐる権力・寺院・民衆」(『地方史研究』第六〇巻一号、二〇一〇年)。

(一一) 朴澤直秀「祈祷寺檀関係と宗判寺檀関係」(前掲(六) 朴澤二〇〇四年著書第三章) 参照。朴澤は本事例も取り上げ、祈祷寺檀関係にも離檀困難視が見られることから、宗判寺檀関係における離檀困難視を宗教統制や、人別把握の面から理解することに疑義を呈している。妥当な見解であろう。

(一二) この趣旨は、従来、享保一四年に発令されたと考えられてきた離檀禁止令(朴澤前掲注(六) 論文によれば、実際には享保一

三年に起こった越後国における争論の裁許口上」と同趣旨となっている。『青山秘録』の編纂は一九世紀前半なので、この裁許口上に影響を受けた可能性がある。

(二三) 拙稿「神祇不拝の論理と行動」(澤博勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会3民衆の(知)と宗教』吉川弘文館、二〇〇八年)で触れたように、真宗門徒が神職の祈祷を断って争論になる事例では、祈祷を受けるかどうかは「帰依次第」との幕府による判断が示されている。

(二四) 前掲注(二〇) 林論文参照。

(二五) 本事例については、岩田重則『葬式仏教』の形成(末木文美士編『新アジア仏教史13日本III 民衆仏教の定着』第6章、佼成出版社、二〇一〇年)、前掲(一〇) 林論文でも取り上げられている。岩田は「寺檀関係が実質的には固定的で、離檀は難しかったがゆえに、こうした確認が行われなければならなかった」と理解している。ここではむしろ幕府が離檀を許すことがあるという点を改めて確認しておきたい。

(二六) 「廳政談」一四〇(石井良助編『近世法制史料叢書3 武家厳制録・廳政談』創文社、一九五九年)を参照。「廳政談」系統本は一八世紀前半に成立し流布していったとされている(荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』巖南堂書店、一九八〇年)。

(二七) 辻善之助は前掲注(二〇) 著書で、「諸家秘聞集」などの史料に見られる方針について、「改宗は容易に許さず。但寺檀双方諒解の上、証文を取替し、双方差支なくば之を許す。檀那寺得心なくば、当人并に嫡子は之を許さず。家内并に次男以下は帰依の

宗旨に改宗を許す。」と要約している。一代限りの離檀について言及がない点以外は、妥当なまとめであるが、この要約に基づいて離檀が困難であったことを強調するのみで、筆者が次節で行っているような分析はなされていない。

(二八) そのほか、前掲注(二〇) 辻著書でも、『徳川禁令考 前集第五』掲載の但馬国石橋村の修験一家の事例(通番・二七五三、典拠は「地方公裁録」、「公裁録」に同じ)などが指摘されている。なお、同じ『徳川禁令考 前集第五』掲載の上野国利根郡下沢村修験三宝院の事例では、家内全員の自身葬祭が、これまでの宗門人別帳から除くことも含めて認められている(通番・二七五六、典拠は「地方公裁録」)。

(二九) 本項で取り上げた二つの事例についてはすでに朴澤直秀「一家一寺制令再論」(前掲注(六) 朴澤二〇一五年著書)においても紹介されている。

(三〇) 但し、『時宜』二八〇は事前の示談をしなかったため信州上諏訪社人が文化六年に処罰された事例、『三聴』四五一は越後国蒲原郡三條町八幡宮の神職がけつきよく願い下げた文化元年の事例、『三奉行』一八〇は上総国の松山加賀守当人については幕府から「勝手次第」とされている天明八年の事例である。

(三一) 辻善之助が挙げている安永九年(一七八〇)の松平越中守領分における寺に付け届けがない檀家を寺が離檀した事例『諸家』一〇)も、寺が「宗門檀那請合掟」を根拠にした可能性が高い。辻は檀那寺横暴の事例として挙げているが、幕府がそのような掟の存在を否定した上での対応をしている点に注目すべきであろう

(前掲注(一〇)) 辻著書、一一三頁)。なお、この事例については、前掲注(六) 朴澤著書(二〇一五) 第Ⅱ部第一章、及び第Ⅲ部第七章も参照。

(二二) この点については、拙稿「宗旨をめぐる政教関係と僧俗の身分的分離原則」『日本史研究』六四二、二〇一六年)を参照。

(二三) 前掲注(四) 福田論文を参照。なお、福田は、幕府からすれば、寺檀関係は「相对之儀」とされていたことを、『古事類苑』宗教部三の「寺社法則」掲載事例を引いて指摘している。これは、文化一四年八月の松平出羽守(出雲松江藩)からの伺いに対する幕府寺社奉行の回答であると思われるが、「素寺檀之間柄ハ、元来相对之儀ニ付、御領主方離檀等御申付候筋にては有之間敷候」とある。領主による離檀強制を否定する根拠が、寺檀関係はあくまで当事者どうしで処理されるべき問題とする幕府方針にあることが窺え、注目される。福田はこの事例を「恐らく家臣について」の案件と推定しているが、「御領主」による強制を想定していることから、やはり領民の離檀が問題となっていると見るべきであろう。

(二四) 拙稿「一家一寺制に関する触書と関連史料の紹介」『宗門改帳からみる山陰の近世社会 その3』山陰宗門改帳研究会、二〇一〇年)。

(二五) 前掲注(四) 福田論文を参照。

(二六) 前掲注(一五) 岩田論文を参照。

(二七) なお、一八世紀末以降、全国的傾向として、宗門人別改帳における続柄記載のあり方が「家」的な家族像を反映した筆頭者中

心の方法に変わっていくことが平井晶子によって明らかにされている(「宗門人別改帳の記載形式」、落合恵美子編『徳川日本の家族と地域性―歴史人口学との対話―』ミネルヴァ書房、二〇一五年)。こうした変化が幕府による檀那寺と檀「家」を固定的に捉える方針とどのように関わっているのかについては今後検討する必要がある。

(二八) 島根県立図書館蔵池尻家文書一八三四「寛政一〇年六月 医師の五人組からの離脱運動」『松江市史料編8 近世IV』第七章 第四節、(松江市教育委員会、二〇一六年)を参照。

(二九) ただし、天保四年(一八三三)頃に成立したとされる『公裁録』(地人書館、一九六三年)には、「吟味之節、身分二寄、座席并出席之部」には、幕府役人に呼び出された人物の吟味時の座席について、「修験神職<sup>(等脱)</sup>之義ハ、取極申合も無之、一体妻・母等之義ハ、倅・夫之身分江付可申義ニ付」とあり、修験の妻と母は上椽、同じく娘は下椽、「許状請候神職之母・妻」は上椽などとなっており、息子・夫に準じた身分的取扱いになっている。松江藩領における宗門改め時の処置と齟齬するが、従来、取り決めがないとあることからして、幕府としても取扱いが曖昧であったことが分かる。なお、『公裁録』には、武蔵国新大滝村の藤蔵が白川家から許状(神道裁許状)を受け、百姓株を息子の要人に譲っているという前提で、文政二年(一八一九)に神職として認められている事例が掲載されている(二四三頁)。この場合、家としては百姓身分のままであるので、当人個人が神職となっていることになる。

(三〇) 尾脇秀和「近世の帯刀と身分・職分―「非常帯刀」の設定と逸脱―」(『日本歴史』七九八、二〇一四年)。なお、尾脇は「吟味座席と身分・職分」(『日本歴史』七六六、二〇一二年)という論文で、神職・修験の離壇許可に際し、本人・嫡子とその他の家族を区別した取扱いがなされたことを指摘しているが、吟味座席の扱いと絡めては論じていない。

(三一) 中村琢「近世後期の修験の葬祭―英彦山派を事例に―」(『福岡大学大学院論集』四六巻二号、二〇一四年)によると、幕末ごろの英彦山派の修験では、家族全員が自葬祭になっている場合と、男性のみが自葬祭である場合と、二通りであった。但し、女性の身分把握のされ方については言及がなく、明らかでない。